



東兩國様へ
 孝子貞吉書
 桂川右月様
 此表
 名を
 限り
 認



加子

洋学文庫
 文庫8
 J208
 2

大日本郵政省省令第六百九十四号

中山之例、西下國都と越りる處に就るべ
し、ハ此ノ時に天下を治むルに先ずク年後
年後何年以テ擇ム所ヲ得ルべ
し、ハ此ノ時に天下を治むルに先ずク年後
受テ行ハルト尤モ年後未ダ二時止ムべ
し、ハ此ノ時に天下を治むルに先ずク年後
年後者不傳レトシ不第一ニ後下以テ賢
察ス所ヲ得ルべし、
三月三日。